

## 手話通訳者の派遣にあたって（お願い）

### （１）使用される資料を通訳者の人数分、事前にご送付願います。

例：プログラム、司会者原稿、講演原稿、講演で使用するパワーポイント、会場見取り図等  
この他、参考になる資料がございましたら添付願います。提供いただいた資料は、すべて通訳終了後お返しいたします。なお、手話通訳者が、通訳上知り得た情報を他に漏らすことは禁止されていますのでご安心ください。

### （２）手話通訳者の通訳をする位置をご考慮願います。

**位置** 聴覚障害者の正面で、かつ話し手に近い場所が理想的です。また、手話通訳者の顔や手が逆行で見えにくくなるような場所は避けるようご配慮ください。対象者（聴覚障害者）の意向も確認のうえ、手話通訳が見やすい位置をご用意頂ければ幸いです。当日、聴覚障害者、通訳者の判断により位置の変更、移動をお願いする場合がありますのでご了承下さい。

**音響** 音や言葉を聞き取りやすい環境も重要です。広い場所や舞台等では通訳者用にモニタースピーカーがあると有効な場合もあります。

**照明** 映像機器（OHP、ビデオ、スライド等）を使用する場合は、照明を消した時、通訳者が見えなくならないようにご配慮下さい。

**資料** 手話通訳者の前にパソコンをご準備いただき、全体投影と同じ資料が通訳者も見られるようにしていただけると助かります。

### （３）通訳開始前に打合せの時間を設定してお知らせ下さい。

当センターが派遣する手話通訳者は、手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）及び手話通訳者全国統一試験に合格し、川崎市に登録している者です。様々な研修を実施し、日々研鑽に努めていますが、主にはコミュニティ通訳を業務としております。

手話通訳は、音声日本語と手話の双方向への通訳を行うもので、それは、音声言語の異言語間の通訳と同様です。とりわけ、講演会・研修等での通訳は、日常的な通訳とは違い、専門知識を必要とすることが多く、身体的、精神的により一層の負担がかかるということをご理解ください。また、頸肩腕障害を予防する目的もあり、2～3人の通訳者で15～20分交代で通訳を行います。

以上のことから、事前の資料の送付、打合せは、通訳者の負担を軽減すると同時に、正確で質の高い通訳を行うことにもつながります。何とぞご協力のほどお願いいたします。

<資料送付・問い合わせ>

社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会

川崎市聴覚障害者情報文化センター

コミュニケーション支援係手話通訳派遣担当

〒211-0037 神奈川県川崎市中原区井田三舞町14-16

TEL：044-798-8800 FAX：044-798-8803